

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行個）諮問第23号及び同第24号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行個）答申第93号及び同第94号）

事件名：本人との面談記録（特定課分）の不開示決定に関する件  
本人の特定課に対する開示請求に係る対応が記録されている文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

保有個人情報の開示をしない旨の決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る個人情報は、特定することができる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、文書1及び文書2についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度が不明であり、文書の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答がなされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ

ろ。

【異議申立て理由】

開示請求に係る個人情報 は、特定することができる。

2 不開示決定の妥当性について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、請求書の記載から、開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることが条件であり、足りないと判断すれば、補正を依頼することになる。

本件に関しては、異議申立人から特定課に対して、様々なテーマで、膨大な数の開示請求が行われており、いかなるテーマ、いかなる時期に係るものかが示されなければ、行政文書を特定することが難しいと判断し、補正を依頼したが回答がなかったものであり、異議申立て理由については、当たらない。

3 開示請求経緯

(1) 文書1の開示請求経緯（諮問第23号）

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書を特定するよう努めたが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(2) 文書2の開示請求経緯（諮問第24号）

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、平成27年9月15日に補正依頼を行い、文書を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、最終確認書（資料）を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

4 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため不開示決定とした原処

分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

(資料省略)

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行個)諮問第23号及び同第24号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第23号及び同第24号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年8月1日 審議(同上)
- ④ 同年9月12日 諮問第23号及び同第24号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報(本件請求保有個人情報)の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定(処分1及び処分2)を行った。

異議申立人は、本件請求保有個人情報は特定することができるとして、処分1及び処分2(原処分)の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①及び②のとおりそれぞれ説明する。
- (2) 別表の3欄に掲げる①及び②の諮問庁の説明について検討するに、文書及び面談で行ったとする求補正に係る説明については、本件諮問書に添付された保有個人情報開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。

また、保有個人情報(文書)の特定が必要であり、このままでは保有個人情報の特定ができない旨を異議申立人に文書及び面談で説明し補正を求めたものの、回答期限を経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、異議申立人が提出した異議申立書において、処分庁が保有個人情報の特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低いと推察される。

以上の検討から、本件請求保有個人情報(文書1及び文書2)について補正を求めたものの、回答がなく、該当する保有個人情報の特定がで

きないため、形式上の不備を理由に不開示とした各決定（処分1及び処分2）は、いずれも妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件請求保有個人情報の開示請求には、保有個人情報の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別表

1 本件請求保有個人情報		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第23号)	開示請求人との面談記録(特定課分)	処分1	平成27年10月30日付け26受文科初第3953号	<p>① 文書1は、異議申立人からの開示請求に関して同人と特定課職員が行った面談の記録であると思われる。</p> <p>特定課では、過去、異議申立人からの開示請求書について、記載内容の不明点について確認を行う等のため、同人と何度も面談を行っているが、一般的に、面談において特定課職員は開示請求者からの質問・相談等に口頭で対応しており、仮に質問・相談等をメモすることがあっても、対応後には当該メモを廃棄しているため、面談記録として保有個人情報を保有することはない。</p> <p>しかしながら、本件開示請求を受け、対象となる保有個人情報を特定し、その存否を確認する必要があるところ、本件開示請求書の記載のみではどの開示請求に係るいつの面談記録の開示を求めているか定かではなかったため、文書1の対象となる面談がいつ頃に行われたもので、どのような記録を求めているのか特定</p>

				<p>するよう、複数回面談を行って確認を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書1の特定ができなかった。</p>
<p>文書2 (諮問第24号)</p>	<p>開示請求に対する対応が記載されている文書一式(特定課に対する開示請求)</p>	<p>処分2</p>	<p>平成27年10月30日付け27受文科初第2225号</p>	<p>② 文書2は、異議申立人からの開示請求に関して特定課が対応した記録であると考えられる。</p> <p>異議申立人は、これまで特定課に対する開示請求を膨大に行っていることから、本件開示請求書の記載のみでは、どの開示請求に関するどのような文書(行政文書開示決定通知書等であるのか)に記録されている保有個人情報の開示を求めているか定かではなかった。</p> <p>そのため、文書2の対象となる開示請求がいつ頃に行われたもので、どのような保有個人情報を求めているのか特定するよう、本件開示請求書の受付を行った際に、また、その後も文書で補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書2の特定ができなかった。</p>